
燕市工場等暑熱対策総合支援補助金

＜令和8年度＞

募集要項

1. 事業の目的について
2. 事業の概要について
3. 申請について
4. 補助対象事業の実施について
5. 補助金の交付について

燕市 産業振興部 商工振興課

令和8年4月

1.事業の目的

近年、地球温暖化等による異常気象により、夏季の気温上昇が顕著になってきており、エアコンなどの空調設備が未整備となっている工場または倉庫（以下、「工場等」という。）では、労働環境の悪化が懸念されています。そこで、工場等の屋根及び壁、ならびに窓への遮熱・断熱工事と工場等への空調機器の導入を支援することで、働きやすい職場環境を整備し、従業員の作業効率や満足度の向上、離職防止を図ることを目的としています。また、就労環境が整った働きやすい魅力ある職場となることから、人材確保も図れるものと考えます。なお、遮熱・断熱工事については、省エネルギー化や二酸化炭素排出量削減効果も期待されることから、カーボンニュートラルの取り組みの1つとしても推進します。

2.事業の概要

(1) 補助区分

1. **【継続】**屋根・壁の遮熱・断熱工事
2. **【新規】**地下水クーラーの導入工事
3. **【新規】**小規模企業者による窓の遮熱工事

(2) 各区分の詳細

区分1【屋根・壁の遮熱・断熱工事】	
1. 対象者	<p>市内で事業を営む中小企業者（※1）で次のいずれにも該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 市内で1年以上事業を営む中小企業者であること。(2) 常時雇用労働者（※2）が2人以上であること。(3) 燕市 SDGs 実践事業者に登録してあること。(4) 申請時点で、つばめ子育て応援企業に認定されていること又は補助金の交付決定日から起算して90日以内に、つばめ子育て応援企業の認定を受けること。(5) 市税等の滞納をしていないこと。(6) 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。（同居の親族を含む。）(7) 過去に同区分の補助金の交付を受けたことがないこと。 <p>※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める者で、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業者イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

	<p>※2 当該者を雇用する企業等の代表者の配偶者及び3親等内の親族である者を除いた、次のア及びイに該当する者。</p> <p>ア 期間の定めがなく雇用されている者</p> <p>イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者</p>		
2. 対象施設	<p>市内に所在を置き、補助対象者が所有又は使用する建物で、日常的に常時雇用労働者が業務を行う工場等として使用している建物。ただし、居住を目的とした建物や官公庁及び県や市が不適当と認める建物は対象外。なお、補助対象者が賃借で使用している等、所有していない建物については、申請時点において所有者の承諾を要する。</p>		
3. 対象事業	<p>以下に掲げる工事であって、当該工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が100万円以上のものとする。</p> <p>(1) 屋根又は天井を対象として行う遮熱・断熱工事</p> <p>(2) 外壁(窓を含む)を対象として行う遮熱・断熱工事。ただし、既に屋根若しくは天井に遮熱・断熱工事を施工済の場合又は屋根若しくは天井の遮熱・断熱工事と同時に行う場合に限る。</p>		
4. 対象経費	対象	<p>工事費 ※施工事業者は市内、市外問わない。</p> <p>補助対象事業の実施に必要な設計費、材料費・消耗品費、労務費等</p>	
	対象外	<p>運搬費、仮設トイレ費、養生費、既存設備撤去費、処分費、消費税及び地方消費税相当額、既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費、足場代等</p>	
5. 補助率 上限額	【補助率】 対象経費の3分の1(千円未満切り捨て)		
	【補助上限額】		
	工事施工面積	子育て応援企業	子育て応援企業プラス
	501㎡未満	100万円	120万円
	501㎡以上 901㎡未満	150万円	180万円
901㎡以上	200万円	240万円	
▲つばめ子育て応援企業プラス企業の場合、補助上限額が20%増となります。			

区分2【地下水クーラーの導入工事】 ▼区分1と同様

<p>1. 対象者</p>	<p>市内で事業を営む中小企業者（※1）で次のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 市内で1年以上事業を営む中小企業者であること。 (2) 常時雇用労働者（※2）が2人以上であること。 (3) 燕市SDGs実践事業者に登録してあること。 (4) 申請時点で、つばめ子育て応援企業に認定されていること又は補助金の交付決定日から起算して90日以内に、つばめ子育て応援企業の認定を受けること。 (5) 市税等の滞納をしていないこと。 (6) 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。（同居の親族を含む。） (7) 過去に同区分の補助金の交付を受けたことがないこと。</p> <p>※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める者で、次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>※2 当該者を雇用する企業等の代表者の配偶者及び3親等内の親族である者を除いた、次のア及びイに該当する者。 ア 期間の定めがなく雇用されている者 イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者</p>
<p>2. 対象施設</p>	<p>市内に所在を置き、補助対象者が所有又は使用する建物で、日常的に常時雇用労働者が業務を行う工場等として使用している建物。ただし、居住を目的とした建物や官公庁及び県や市が不相当と認める建物は対象外。なお、補助対象者が賃借で使用している等、所有していない建物については、申請時点において所有者の承諾を要する。</p>
<p>3. 対象事業</p>	<p>補助対象施設への地下水クーラーの導入工事。 ※地下水クーラーとは、地下水を冷却媒体として利用する空調機器のことをいう。なお、可動式のものは対象外。</p>

4. 対象 経費	対象	設備費及び工事費 ※施工事業者は市内、市外問わない。 補助対象事業の実施に必要な設計費、材料費・消耗品、労務費、足場代等。※当区分のみ足場代を対象経費とする。
	対象外	運搬費、仮設トイレ費、養生費、既存設備撤去費、処分費、消費税及び地方消費税相当額、既存設備等の劣化に伴う修繕費、補修費等
5. 補助率 上限額	【補助率】 対象経費の2分の1（千円未満切り捨て） 【補助上限額】 150万円	

区分3【小規模企業者による窓の遮熱工事】

1. 対象者	<p>市内で事業を営む小規模企業者（※1）で次のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 市内で1年以上事業を営む小規模企業者であること。 (2) 常時雇用労働者（※2）が2人以上であること。 (3) 燕市 SDGs 実践事業者に登録してあること。 (4) 市税等の滞納をしていないこと。 (5) 燕市暴力団排除条例（平成24年燕市条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。（同居の親族を含む。） (6) 過去に同区分の補助金の交付を受けたことがないこと。</p> <p>※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める者。</p> <p>※2 当該者を雇用する企業等の代表者の配偶者及び3親等内の親族である者を除いた、次のア及びイに該当する者。 ア 期間の定めがなく雇用されている者 イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者</p>
2. 対象 施設	<p>市内に所在を置き、補助対象者が所有又は使用する建物で、日常的に常時雇用労働者が業務を行う工場等として使用している建物。ただし、居住を目的とした建物や官公庁及び県や市が不相当と認める建物は対象外。なお、補助対象者が賃借で使用している等、所有していない建物については、申請時点において所有者の承諾を要する。</p>
3. 対象 事業	<p>補助対象施設の窓に施工する遮熱工事のうち、以下に掲げるいずれかのものとして、当該工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が10万円以上のものとする。</p>

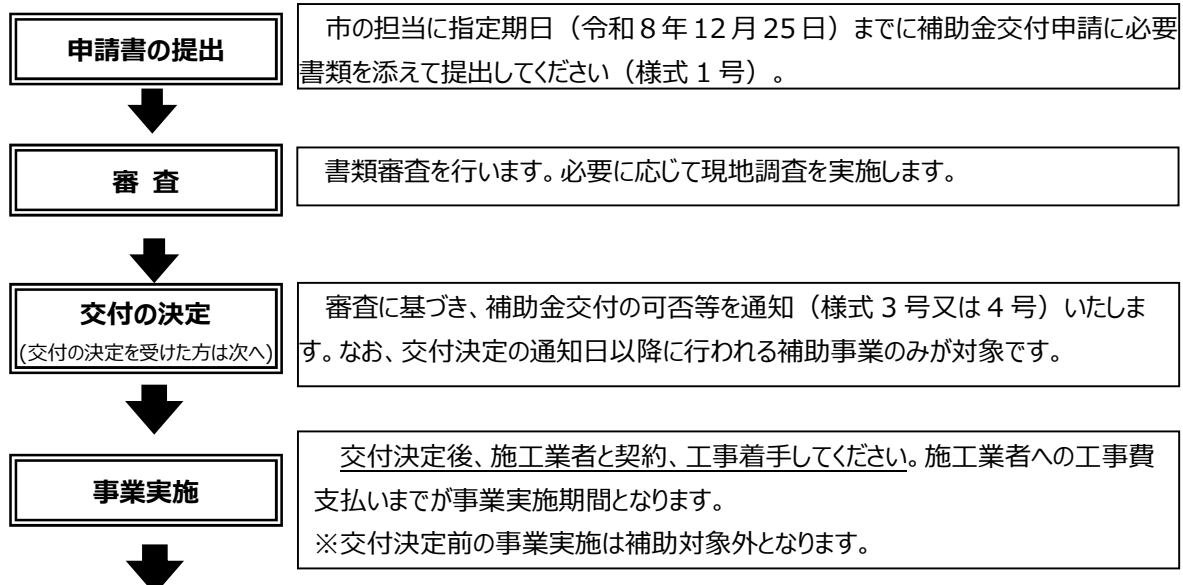
	<p>(1) 遮熱機能を有する窓への交換 窓ガラスのみの交換又は窓ガラス・サッシ両方の交換いずれも対象 ※当事業における「遮熱機能を有する窓」とは、日射熱取得率を示すイータ（η）値が窓ガラス単体で 0.49 以下の製品をいう。なお、イータ（η）値は、0-1 の間で示され、その値が小さいほど遮熱効果が高く、日本産業規格(JIS 規格) R 3209 の第 4 項表 2「日射取得性及び日射遮蔽性による区分」において、イータ（η）値が 0.49 以下を示すと一定の遮熱効果が認められるものと定められている。</p> <p>(2) 窓への遮熱フィルム・シート・コーティング等の施工 カタログ等により遮熱効果が確認できる資材を利用した施工が対象。 ただし、簾やカーテンは対象外とする。</p>	
4. 対象 経費	対象	設備費及び工事費 ※施工事業者は市内、市外問わない。 補助対象事業の実施に必要な設計費、材料費・消耗品、労務費等
	対象外	運搬費、仮設トイレ費、養生費、既存設備撤去費、処分費、消費税及び地方消費税相当額、既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費、足場代等
5. 補助率 上限額	<p>【補助率】 対象経費の 3 分の 2（千円未満切り捨て）</p> <p>【補助上限額】 50 万円</p>	

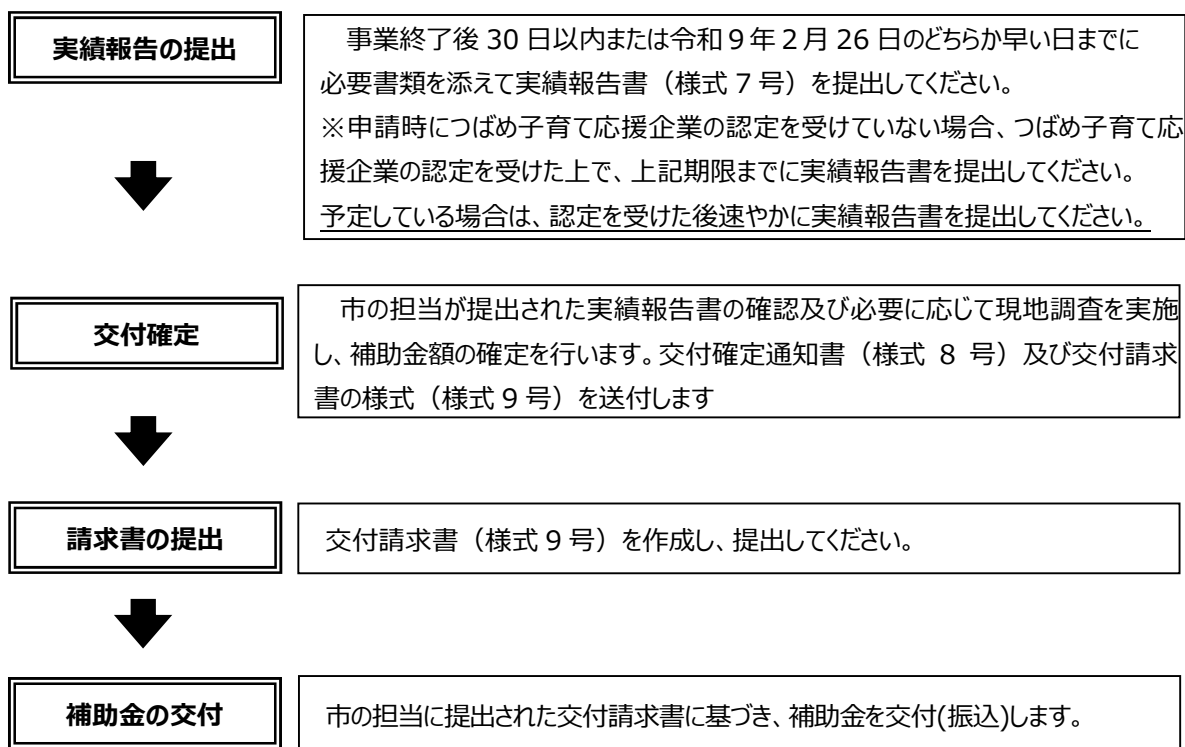
（3）他の補助制度との重複

同一工事における国等の補助制度または助成制度との併用は不可。

3.申請について

（1）申請からの流れ





(2) 申請方法

申請書類については、以下の必要書類を市の担当まで直接持参または郵送で提出してください。
 なお、受付期間を過ぎて提出することはできませんのでご注意ください。

受付期間	令和 8 年 4 月 1 日 (水) から 令和 8 年 12 月 25 日 (金) まで
提出書類	<p>【全区分共通】</p> <p>①燕市工場等暑熱対策総合支援補助金交付申請書（様式 1 号）</p> <p>②建物の所有者を確認できるいずれかの書類</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 家屋名寄帳の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 家屋登記事項証明書の写し</p> <p>③工事等に要する経費の見積書及び明細書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">・原則発行後 3 か月以内かつ有効期間内のもの</p> <p>④事業効果が見込まれる使用材料又は導入機器等のカタログ等</p> <p>⑤施工箇所又は設置箇所が確認できる図面等</p> <p>⑥（法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （個人）直近の確定申告書の写し（青色申告第 1 表または白色申告第 1 表）</p> <p>⑦燕市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書</p> <p>⑧（該当する場合のみ）賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書</p> <p>⑨その他市長が必要と認める書類</p> <p>【区分 1 及び区分 2 の申請に限り必要】</p> <p>①つばめ子育て応援企業認定証の写し又は確約書兼同意書(様式第 2 号)</p>

4.補助対象事業の実施

(1) 事業の開始

補助事業者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手してください。

※交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注、契約等を含む）しないでください。

(2) 事業内容等に係る変更または中止

補助事業者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等）または中止が発生する見込みとなった場合には、市に報告のうえ、市の指示に従ってください。

＜市への提出物＞

・変更(廃止)承認申請書（様式 5 号）

(3) 実績報告

補助事業者は、事業終了後（工事完了かつ施工業者への支払完了）30日以内または令和9年2月26日のどちらか早い日までに必要書類を添えて実績報告書を提出してください。

※申請時につばめ子育て応援企業の認定を受けていない場合、つばめ子育て応援企業の認定を受けた上で、上記期限までに実績報告書を提出してください。

＜市への提出物＞

・実績報告書（様式 7 号）

※添付書類

- ①補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し ※ 1
- ②工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書の写し
- ③改修前後の工事写真
- ④つばめ子育て応援企業認定証の写し（交付決定時に未認定の場合に限る。）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

※ 1 施工業者への支払が確認できる資料

1. 支払方法については、原則として銀行振込とし、それ以外の方法（小切手、約束手形等）による場合は事前に市の承諾を得てから行ってください。
2. ファームバンキング、インターネットバンキング等の振込み支払方法も可能ですが、その場合、報告時に提出していただく書類が、銀行窓口での振り込み方法と異なりますのでご注意ください。

＜支払方法別の添付書類（根拠書類）＞

◎	銀行振込	請求書・振込受領書
◎	ファームバンキング、 インターネットバンキング等の振込	請求書・振込受領書・口座の写等 (当座勘定照合表の写等)

5.補助金の交付

(1) 補助金額の確定、補助金の交付

市の担当が提出された実績報告書の確認及び必要に応じて現地調査を実施し、補助金額の確定を行います。交付確定後に確定通知書（様式 8 号）を送付しますので、その後に補助金交付請求書（様式 9 号）を提出してください。

(2) 交付の取り消し

交付決定が行われた後においても以下の項目に該当する場合は、交付決定を取り消す場合があります。また、既に補助金の交付がされている場合は交付済みの補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- ① 虚偽の内容、また不正な手段による申請、事業遂行、補助金の交付を受けた場合
- ② 補助金を他の用途に使用した場合
- ③ 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反した場合
- ④ 補助金の交付後、3年以内に対象工事を行った工場等に係る事業を廃業した場合
(やむを得ない事情によるものを除く。)
- ⑤ 公序良俗に反する補助事業内容での申請、事業遂行、補助金の交付を受けた場合
- ⑥ その他重大な過失により、市長が特に必要と認める場合
- ⑦ 申請時につばめ子育て応援企業の認定を受けていない場合で、交付決定日から 90 日以内または実績報告書提出期限のいずれか早い期日までに、つばめ子育て応援企業の認定を受けなかった場合

(3) 導入効果調査への協力

補助金受領者には、当該補助事業完了後に導入効果調査への協力を依頼する場合がございますので、ご協力ください。

(4) 補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得または効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の財産処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、補助金返還の可能性がありますので、事前に市に相談してください。

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市産業振興部商工振興課 産業支援係
〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
電話：0256-77-8231（直通）
ファックス：0256-77-8306
E-Mail：shoko@city.tsubame.lg.jp

【▼申請書のダウンロード等はコチラ】

